



上告状兼上告受理申立書

2010年7月7日

最高裁判所 御中

上告人兼上告受理申立人ら訴訟代理人

弁護士	東	澤	靖
同	二	関	辰郎
同	小町	谷	育子
同	齋	藤	義浩
同	魚	住	昭三
同	張	界	満

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

日韓会談文書一部不開示決定処分取消等請求上告事件兼同上告受理申立
事件

訴訟物の価額 160万円

貼用印紙額 2万6000円

上記当事者間の東京高等裁判所平成22年（行コ）第20号日韓会談文書一部不開示決定処分取消等請求控訴事件（東京高等裁判所第17民事部）について、2010年6月23日言い渡された終局判決（同日送達）は、全部不服であるから、上告及び上告受理を申し立てる。

原 判 決 の 表 示

- 1 本件控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は、控訴人の負担とする。

上告の趣旨

- 1 原判決を破棄し、さらに相当の裁判を求める。
- 2 訴訟費用は、第1審、第2審、上告審とも被上告人らの負担とする。

上告受理申立ての趣旨

- 1 本件上告を受理する。
- 2 原判決を破棄し、さらに相当の裁判を求める。
- 3 訴訟費用は、第1審、第2審、上告審とも被上告人らの負担とする。

上告及び上告受理申立ての理由

追って、上告理由書及び上告受理申立理由書をもって陳述する。

添付書類

- | | | |
|---|---------------|-----|
| 1 | 上告状兼上告受理申立書副本 | 1通 |
| 1 | 委任状 | 10通 |

当事者目録

上告人兼上告受理申立人 崔 鳳 泰

上告人兼上告受理申立人 李 金 珠

上告人兼上告受理申立人 呂 運 澤

上告人兼上告受理申立人 太 田 修

上告人兼上告受理申立人 田 中 宏

上告人兼上告受理申立人 西 野 瑠 美 子

上告人兼上告受理申立人 山 田 昭 次

上告人兼上告受理申立人 吉 澤 文 寿

上告人兼上告受理申立人 李 鶴 来

上告人兼上告受理申立人 梁 澄 子

- 〒105-0003 東京都港区西新橋1丁目6番15号
西新橋愛光ビル4階
霞ヶ関総合法律事務所（送達場所）
電 話 03-3501-2651
FAX 03-3539-3683
上告人兼上告受理申立人ら訴訟代理人
弁護士 東 澤 靖
- 〒107-0062 東京都港区南青山5丁目18番5号
南青山ポイント1階
骨董通り法律事務所
電 話 03-5766-8980
FAX 03-5466-1107
同 二 関 辰 郎
- 〒160-0004 東京都新宿区四谷3丁目2番1号 四谷三菱ビル5階
原後綜合法律事務所
電 話 03-3341-5271
FAX 03-3359-5975
同 小 町 谷 育 子
- 〒160-0004 東京都新宿区四谷2丁目9番地
NK第7ビル4階4B号室
齋藤義浩法律事務所
電 話 03-5919-1236
FAX 03-5919-1238
同 齋 藤 義 浩
- 〒850-0033 長崎県長崎市万才町6-11 三井ビル4階
ぴーすなう法律事務所

電 話 0 9 5 - 8 1 6 - 1 3 3 2
F A X 0 9 5 - 8 1 6 - 1 3 3 3
同 魚 住 昭 三

〒 1 6 0 - 0 0 0 4 東京都新宿区四谷 3 丁目 3 番地
エスパスコンセール 4 階
J & K 法律事務所

電 話 0 3 - 3 3 5 9 - 8 8 3 1
F A X 0 3 - 3 3 5 9 - 8 8 3 2
同 張 界 満

〒 1 0 0 - 8 9 7 7 東京都千代田区霞ヶ関 1 丁目 1 番 1 号
被上告人兼相手方 国
代表者法務大臣 千 葉 景 子
行政処分庁 外務大臣 岡田克也